の条において同じ。）が行う取引に伴い、これらの者が行う信用事業関連業務に係る利用者又は顧客（以下この条において「利用者等」という。）の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

［一～四　略］

［2・3　略］

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第四十八条　［略］

2　法第五十八条の三第一項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の主務省令で定める事務所は、次に掲げる事務所とする。

［一～三　略］

3　法第五十八条の三第二項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の主務省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

［一～三　略］

4　［略］

（所属組合の説明書類等の縦覧）

第五十条の二十六　［略］

［2～4　略］

5　準用銀行法第五十二条の五十一第二項の主務省令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録されたウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（特定信用事業代理業者の届出等）

第五十条の三十一　準用銀行法第五十三条第四項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一・二　略］

［号を削る。］

三　［略］

2　［略］

3　第一項第三号に規定する不祥事件とは、特定信用事業代理業者又はその従業者（特定信用事業代理業者が法人であるときは、その役員又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

［一～五　略］

4　第一項第三号に該当する場合の届出は、不祥事件の発生を特定信用事業代理業者が知った日から一月以内に行わなければならない。

（特定貯金等契約の締結の代理等の事業の内容についての広告の類似行為）

第五十条の三十一の二　準用金融商品取引法第三十七条各項の主務省令で定める行為は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

［一・二　略］

三　次に掲げる全ての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあっては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

［イ～ハ　略］

ニ　次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1)　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（第五十条の三十一の七から第五十条の三十一の九（第一項第四号を除く。）まで、第五十条の三十一の十一及び第五十条の三十一の十七において「契約締結前交付書面」という。）

(2)・(3)　略

三　第二項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する子会社等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、これらの者が行う信用事業関連業務に係る利用者又は顧客（以下この条において「利用者等」という。）の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

［一～四　同上］

［2・3　同上］

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第四十八条　［同上］

2　法第五十八条の三第一項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。次条第一項及び第五十一条第一項第十三号において同じ。）の主務省令で定める事務所は、次に掲げる事務所とする。

［一～三　同上］

3　法第五十八条の三第二項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。次条第一項及び第五十一条第一項第十三号において同じ。）の主務省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

［一～三　同上］

4　［同上］

（所属組合の説明書類等の縦覧）

第五十条の二十六　［同上］

［2～4　同上］

［項を加える。］

（特定信用事業代理業者の届出等）

第五十条の三十一　［同上］

［一・二　同上］

三　準用銀行法第五十二条の五十一第一項の規定に基づき同項に規定する書面について、縦覧を開始した場合

四　［同上］

2　［同上］

3　第一項第四号に規定する不祥事件とは、特定信用事業代理業者又はその従業者（特定信用事業代理業者が法人であるときは、その役員又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

［一～五　同上］

4　第一項第四号に該当する場合の届出は、不祥事件の発生を特定信用事業代理業者が知った日から一月以内に行わなければならない。

（特定貯金等契約の締結の代理等の事業の内容についての広告の類似行為）

第五十条の三十一の二　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　［同上］

(1)　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（第五十条の三十一の七から第五十条の三十一の九まで、第五十条の三十一の十一及び第五十条の三十一の十七において「契約締結前交付書面」という。）

(2)・(3)　同上